

平成25年5月16日  
事務総長決定

## 人事院行政事業レビュー・調達改善推進チームの設置について

### 1 目的

以下に掲げる取組を推進することを目的として、「人事院行政事業レビュー・調達改善推進チーム」（以下「推進チーム」という。）を設置する。

- (1) 人事院が所掌する事業のより効果的かつ効率的な実施並びに国民への説明責任及び透明性の確保を図るため、自律的に、事業に係る予算の執行状況等について実態を把握し、事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる行政事業レビューの取組。
- (2) PDCAサイクルによる透明性・外部性を確保した自律的かつ継続的な調達改善の取組。

### 2 組織等

- (1) 推進チームの組織及び構成員は、以下のとおりとする。

総括責任者	総括審議官
副総括責任者	事務総局審議官
メンバー（各局等責任者）	事務総局総務課長、事務総局会計課長、職員福祉局職員福祉課長、人材局企画課長、給与局給与第一課長、公平審査局調整課長、公務員研修所教務部長及び国家公務員倫理審査会事務局首席参事官

- (2) 総括責任者は、推進チームの事務を総括する。
- (3) 副総括責任者は、総括責任者の職務を補佐する。
- (4) 推進チームの庶務は、事務総局会計課において行う。

### 3 業務

推進チームの業務は、以下のとおりとする。

- (1) 行政事業レビューに係る業務

- ① 行政事業レビューの行動計画の策定
- ② 担当部局が作成する行政事業レビューシートの適切な記入及び厳格な自己点検の指導
- ③ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

- ④ ②③を踏まえた事業の最終的な点検及び点検結果（所見）のとりまとめ
- ⑤ 推進チームの所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- ⑥ 点検結果の概算要求への反映状況の確認
- ⑦ その他行政事業レビューの推進に関し必要な事項

(2) 調達改善に係る業務

- ① 調達改善計画の策定
- ② 調達改善計画の自己評価の実施
- ③ 自己評価の結果のその後の調達改善計画の実施及び策定への反映
- ④ その他調達改善の推進に関し必要な事項

4 その他

- (1) この決定に定めるもののほか、推進チームの運営について必要な事項は総括責任者が定める。
- (2) この決定は、平成25年5月16日から効力を発生する。

以 上